

宮城県特別支援教育将来構想
実 施 計 画 (後 期)
(令和2年度～令和6年度)

令 和 2 年 3 月
宮 城 県 教 育 委 員 会

目 次

I	はじめに	P 1
1	策定の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
4	進捗管理	
II	実施計画（前期）の振り返り	P 2
1	自立と社会参加	
2	学校づくり	
3	地域づくり	
III	各学校等の現状と課題	P 11
1	小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程	
2	高等学校・中等教育学校後期課程	
3	特別支援学校	
4	就学前から学校卒業後まで	
IV	実施計画（後期）の取組の視点	P 18
V	具体的な取組	P 19
1	自立と社会参加	
2	学校づくり	
3	地域づくり	
VI	実施計画（後期）の施策体系	P 23

I はじめに

1 策定の趣旨

本県では、平成 27 年 3 月に、10 年間を計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」（以下「将来構想」という。）を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」という基本的な考え方の下に、特別支援教育の施策展開及び教育環境の整備を進めてきました。

平成 27 年度から令和元年度までにおいては、実施計画（前期）に基づき、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育支援体制づくりをはじめ、多様な教育的ニーズに応じた学びの場を実現するための特別支援教育コーディネーターによる相談体制の確立、軽い知的障害のある生徒の教育的ニーズに対応した高等学園の新設等を行いました。

一方で、切れ目ない支援体制の構築や、仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けた分校の設置等に取り組んできたところですが、課題の解消には至っていない状況もみられるほか、高等学校における通級による指導の拡充など、新たな課題への対応が不十分なものもあります。

このことから、前期 5 か年の取組の成果や新たに出てきた課題を踏まえ、障害の有無によらず一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育の一層の充実を図るため、後期 5 か年の実施計画を策定するものです。

2 計画の構成

この計画は、将来構想の実現に向け、実施計画（前期）の振り返りや各学校等の現状と課題を踏まえながら、将来構想で掲げた「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の 3 つの目標毎に主な取組の内容や年次計画等を示しています。

3 計画の期間

将来構想の計画期間の後半である、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年間を計画期間とします。

4 進捗管理

特別支援教育を着実に推進するため、各事業に定性的・定量的な達成目標や取組方針を設け、事業担当課において年度毎に評価を行います。また、特別支援教育将来構想審議会において、事業の実施状況等を把握しながら、適正な進捗管理を行っていきます。

なお、具体的な事業内容については、毎年度更新していきます。

Ⅱ 実施計画（前期）の振り返り

将来構想で掲げる3つの目標と、目標の実現に向けた具体的な取組項目を抽出し、実施計画（前期）の5年間の成果と課題について振り返ります。

1 自立と社会参加

（1）乳幼児（早期）からの支援体制の充実

① 乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制整備

主な取組

- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成27年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 発達障害者支援センター連絡協議会と合同による広域特別支援連携協議会を毎年2回開催しました。また、特別支援連携協議会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会を通じて特別支援教育に関する組織運営や就学相談についての課題を共有することができました。

課 題

- ◇ 教育相談活動、研修活動、特別支援教育コーディネーター間の連携を図る活動により、各関係機関とのネットワーク構築が進んでいるものの、特別支援教育コーディネーターのノウハウが本人への蓄積にとどまっており、その継承や普及を進めていく必要があります。
- ◇ 乳幼児期（早期）から一貫した切れ目ない支援体制を構築するために、保健福祉を管轄する部門との更なる連携体制の充実が求められています。

② 市町村教育委員会における教育支援体制づくり

主な取組

- ◇ 就学相談活動支援事業（平成27年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 市町村教育委員会が児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを踏まえた適切な学びの場を決定できるよう、就学事務説明会、就学相談会、就学に関する研修会を通して、就学事務手続の方法等の普及を図りました。

課 題

- ◇ 市町村教育委員会において、担当者等の人事異動等により対応の差が見られるほか、県教育委員会による就学判断のためのきめ細やかなサポートを充実させる必要があります。
- ◇ 初めて就学事務を担当する職員でも就学事務の流れや内容を理解できる手引き等の作成及びその普及が必要です。

(2) 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

① 多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポート

主な取組

- ◇ 高等学園就労定着支援事業（平成 27 年度から令和元年度）

成 果

- ◇ 就労の定着と社会的な自立に向け、教育・福祉・労働等関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画を活用した就労支援に取り組んだほか、高等学園において、在校生や保護者のニーズに応じるため、卒業生と就労先の採用担当者による事例発表やパネルディスカッション、サポートネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を深めました。

課 題

- ◇ 「個別の教育支援計画」を、生徒本人の特性や障害の状態だけでなく、保護者の希望を含めた情報が就労事業所等へより正しく伝わるよう、更に内容の充実に努める必要があります。

② 音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動の充実

主な取組

- ◇ 特別支援学校文化祭事業（平成 30 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 特別支援学校の生徒が、日頃の学習の成果を広く県民・社会に発表することを通して、達成感や自己有用感を高めながら社会の中で自らの力を発揮し、生かしていこうとする自信や意欲を育みました。

課 題

- ◇ 共生社会の実現に向け、特別支援学校文化祭事業の更なる内容の充実と周知に努める必要があります。
- ◇ 特別な支援が必要な児童生徒が生涯に渡り、スポーツ活動や生涯学習の機会の充実が図られるよう、NPO法人等との連携を視野に入れながら新たな取組を検討していく必要があります。

<令和元年度特別支援学校文化祭ステージ発表の様子>



<令和元年度特別支援学校文化祭ポスター>

Miyagi

特別支援学校文化祭

挑戦、それは笑顔を重ねること

令和元年 11月10日(日)
10:00~15:00

【発表内容】 舞踊・楽器演奏・劇・合唱・書道・絵画
【展示・販売の部】 算数・理科・国語

主催 宮城県教育委員会
共催 仙台市教育委員会 株式会社 藤崎

(3) 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

① 自立と社会参加に必要な支援の連携体制

主な取組

- ◇ 特別支援学校進路指導充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 地域の関係機関のサポートや福祉サービスを活用しながら、生徒一人一人が卒業後も心豊かに生活ができるよう、各学校が生徒の実態に合わせた進路指導の強化に努めました。
- ◇ 宮城労働局を通じた就労先の開拓や雇用対策課の「障害者雇用アシスト事業」と連携した特別支援学校の見学会を実施しました。事業所が学校を深く知ることで障害についての理解が深まり、新たな実習先や職場の開拓につながりました。

課 題

- ◇ 生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な力を身に付けることが重要であり、引き続き教員の指導力向上に努める必要があります。
- ◇ 各県立特別支援学校では、移行支援会議による関係機関への引継や、就労先を訪問し必要に応じて卒業生の支援を行っていますが、進路指導及び就労支援体制の充実を図りながら就労先への定着と社会的な自立に向け、地域の自立支援協議会を活用するなど、地域や各関係機関との更なる連携体制の確立が課題です。

2 学校づくり

(1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

① 特別支援教育コーディネーターによる支援体制の確立

主な取組

- ◇ 地域支援推進事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 30 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 特別支援教育コーディネーターの教育相談及び支援に関する専門性向上について、特別支援学校の地域支援コーディネーターを中心としたセンター的機能の活用を基本として取り組みました。
- ◇ 教育相談活動、研修活動及び地域支援コーディネーター間の連携を図る活動に対する理解は広がっており、利用者数は増加し各関係機関とのネットワーク構築も進んでいます。

課 題

- ◇ 特別支援教育コーディネーターを担当する人材の新たな養成が課題です。

② 共に学ぶ教育環境づくり

主な取組

- ◇ 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ モデル地域を指定し、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣による支援体制の下、第 1 期（平成 27 年度から 3 か年）のモデル校 11 校、第 2 期（平成 30 年度から 3 か年）のモデル校 8 校において、共に学ぶ教育環境の構築に向け、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、合理的配慮に関する実践事例の蓄積、校内体制の整備等に取り組みました。

課 題

- ◇ 蓄積してきた取組の好事例を近隣の小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程（以下「小・中学校等」という。）や地域に波及させるような仕組みづくりを進めることが必要です。
- ◇ 多様なニーズに応じた教育環境整備のために、市町村教育委員会が主体的に共に学ぶ教育の推進を進められる体制づくりが課題です。

③ 特別支援学級や通級による指導のための校内体制の構築

主な取組

- ◇ 教員の専門性・指導力向上（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 多様化する教育的ニーズに応えるため、特別支援学校専門性向上研修会や特別支援教育に関する研修会により教職員の専門性向上を図りました。
- ◇ 平成 30 年度から「共に学ぶ教育推進モデル事業」において、県立高等学校 2 校をモデル校に加え、通級による指導（巡回指導）に取り組み、教育課程を組んで指導するケースや放課後を利用して指導するケースなど、生徒の教育的ニーズや学校の実情に合わせた校内指導体制を構築しました。

課 題

- ◇ 高等学校・中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充について更なる検討が必要です。
- ◇ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成が徹底されておらず、また、中学校・高等学校等への引継体制が不十分です。

④ 医療的ケアを行う体制整備

主な取組

- ◇ 医療的ケア推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 28 年度に「主治医指示書」の様式を改正し、医療的ケアの内容を具体的に示し、分かりやすくしました。
- ◇ 平成 29 年度には、医療的ケア運営会議委員や主治医等の意見を踏まえながら、学校において、より安全安心な医療的ケアが実践できるよう「緊急時マニュアル作成ガイドライン」を策定しました。
- ◇ 県立こども病院の医師の協力を得ながら「実践者研修会」を開催し、教員による医療的ケアそのものや、医療的ケアに対する理解の深まりにつながりました。

課 題

- ◇ 高度化・複雑化している医療的ケアの内容に応じた安心・安全な実施体制を維持することが必要です。
- ◇ 広報やホームページ等の活用及び他の外部機関等と連携を図りながら、看護師募集を行い、不足の解消に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 看護職員等への研修内容の工夫・改善を図る必要があります。

⑤ ICT等の教材教具の充実

主な取組

- ◇ ICT活用事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ ICTを活用した指導方法の工夫、充実を図るため、ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業を 8 校で実施し、生徒が将来的に社会に参画しやすくするための力を養いました。
- ◇ 授業の全てを ICT に置き換えるものではなく、従来の指導方法と併用しながら、ICTの活用が効果的な場面へ取り入れています。教材を大きく掲示することや動画・音声等の活用により、学習に対する興味や関心を高め、理解を助けるといった効果が現れています。また、教科書等の長文を板書する時間が削減でき、問題演習や言語活動、アクティブラーニングなどの他の学習活動の時間の確保につながっています。

課 題

- ◇ 新学習指導要領において、「児童がプログラミングを経験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動」が追加されたことから、ICT機器の整備充実を図るとともに、プログラミング教育への活用等についても検討する必要があります。

(2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上

① 特別支援教育担当者の実践的指導力向上

主な取組

- ◇ 教員の専門性・指導力向上（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育研修充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修（11 講座）を実施するほか、特別支援教育総合推進事業における特別支援学校専門性向上研修会（各校で毎年 1 回程度開催）、インクルーシブ教育理解研修会（県内 3 ブロックに分け、参加者総計 500 人程度）、地域支援在り方研究会等において大学等と連携を図っています。
- ◇ 特別支援学校では、専門性向上研修会や外部専門家活用事業の活用により、専門性の向上が図られ、特別支援学校のセンター的機能として地域での教育相談や研修会の講師としての活用が進んでいます。

課 題

- ◇ 小・中学校等の特別支援学級においては、担任が替わる頻度が多く、培った専門性が組織に蓄積されない傾向にあります。
- ◇ 特別支援学校免許取得（H30 現在 73.5%，全国 79.7%）の促進を図っていきます。

② 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

主な取組

- ◇ 地域支援推進事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育研修充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 30 年度末の特別支援学校による小・中学校等への訪問相談件数は、1,683 件と平成 28 年度の 1,220 件から 1.38 倍となっています。また、特別支援学校への来校・電話相談件数は、平成 28 年度の 3,443 件から平成 30 年度は 4,335 件の 1.26 倍と増加しており、特別支援学校のセンター的機能の活用が進んでいます。

課 題

- ◇ 特別支援教育コーディネーターを担当する人材の新たな養成が課題です（再掲）。

(3) 学習の質・効果を高めるための環境整備

① 狭隘化への対応

主な取組

- ◇ 教育環境整備の推進（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 分校の設置により、名取支援学校、利府支援学校、小松島支援学校の狭隘化の緩和や歯止めにつながっています。また、小学校の一部を借用して設置した分校では、学校行事や交流学习を通じて、自然な形でインクルーシブな教育が実践されています。

課 題

- ◇ 第 2 期特別支援学校教育環境整備計画に基づき、狭隘化解消に向けた対応を行う必要があります。
- ◇ 令和 6 年度に予定している仙台南部地区特別支援学校（仮称）の開校に併せて、学区の見直しを行い、狭隘化の解消につなげていくことが必要です。また、障害種ごとの児童生徒数の推移を踏まえながら、各特別支援学校の在り方を検討する必要があります。

② 高等学園の新設や収容定員の拡大の検討

主な取組

- ◇ 教育環境整備の推進（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 28 年度に女川高等学園を開校したほか、岩沼高等学園川崎キャンパスを設置し、専門教科の指導を中心としたカリキュラムや、寄宿舎での生活を通じて社会参加や自立した生活を送ることができる生徒の育成を推進しています。

課 題

- ◇ 小牛田高等学園の募集定員増を見据えた教育環境の整備を行う必要があります。また、旧宮城県教育研修センター跡地を、軽い知的障害のある生徒のための私立特別支援学校用地としての利活用を進めていく必要があります。

<旧教育研修センター跡地の状況>



3 地域づくり

(1) 共生社会の実現を目指した理解促進

① インクルーシブ教育システムの理解促進

主な取組

- ◇ 特別支援教育の推進に向けた普及啓発（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 「共に学ぶ教育推進モデル事業」の第Ⅰ期の成果について、共に学ぶ教育推進フォーラムを開催し、105名の参加がありました。同フォーラムでは、モデル校での実践例を紹介し、学校関係者へ情報を共有することができました。第Ⅱ期では、他の校種や障害種も対象としており、第Ⅰ期とは異なる障害種の特別支援学級や通級による指導についての具体的支援の実践例を集積しているところです。

課 題

- ◇ 一部の教員への理解啓発にとどまっており、全ての教員にどのように理解啓発を推進していくか検討し、実施していく必要があります。

② 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進

主な取組

- ◇ インクルーシブ教育システム推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 30 年度は特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒のうち 35.4%が居住地校学習に参加しており、全国平均の 30%を上回っています。また、前年度比で小学部は 2.9%、中学部は 4.9%の上昇が見られます。

課 題

- ◇ 小・中学校等では、特別な支援を必要とする児童生徒についての就学から卒業後を見据えた学びの連続性に対する意識が薄い傾向にあります。
- ◇ 特別支援学校だけでなく受入側の小・中学校等の教育的効果を明確にし、計画的な学習、遠隔教育と関連した学習等、取組内容の充実を図る必要があります。
- ◇ 教科担任制である中学校では、知的障害特別支援学校の中学部生徒が通常の学級で学ぶことが難しいといった意見があり、特に中学部の生徒の居住地校学習をどのように推進していくか検討する必要があります。



<居住地校学習推進事業連絡会資料の一部>

(2) 市町村教育委員会の支援充実

① 市町村教育委員会による適切な教育支援を行える体制の充実

主な取組

- ◇ 就学相談活動支援事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 市町村教育委員会教育支援サポート事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 小・中学校等及び高等学校等の特別支援教育コーディネーターが、当該障害種の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携することで、保護者や小・中学校等及び高等学校等がより専門的な助言が受けられるような体制が構築されつつあります。
- ◇ 特別支援学校の勤務を経験した退職教員が教育事務所や市町村教育委員会に配置され、指導助言及び支援の体制が強化されてきています。

課 題

- ◇ 各市町村の就学支援、学校間の接続を含め、特別支援教育に関する体制は十分とは言えず、更なる充実を目指していきます。また、教育事務所の特別支援教育への関わり方を検討する必要があります。

② 市町村教育委員会職員の専門性向上

主な取組

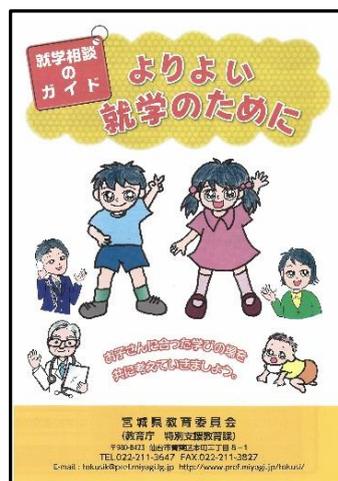
- ◇ 就学相談活動支援事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 就学事務説明会、就学の仕組みに関する研修会の開催により、就学の手続きの具体的な流れを示しました。
- ◇ 特別支援連携協議会において、各市町村の特別支援教育に関する組織運営や就学相談について協議し、課題を共有することができています。

課 題

- ◇ 市町村教育委員会において、担当者等の人事異動等により対応の差が見られるほか、県教育委員会による就学判断のためのよりきめ細やかなサポートを充実させる必要があります。（再掲）。



<就学相談のガイド よりよい就学のために>

Ⅲ 各学校等の現状と課題

平成 19 年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施するものとされました。以下では、それぞれの学校種等における本県の特別支援教育についての現状と課題を整理しました。

1 小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程

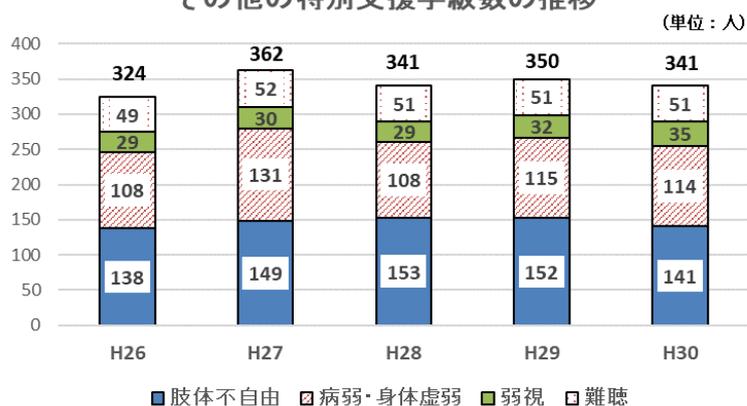
(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

県内の小・中学校等における知的障害学級に在籍する児童生徒数は平成 30 年 5 月 1 日現在で 1,573 人、自閉・情緒障害学級に在籍する児童生徒数は 1,366 人であり、平成 26 年度と比較して 19%の増加が見られ、少子化が進む中で特別な支援が必要な児童生徒の増加が著しい状況にあります。一方、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴学級に在籍する児童生徒数は横ばいで推移しているものの、それぞれの障害種に応じた教育的ニーズに対する合理的配慮が必要であることから、児童生徒数の増減のみによらず、小・中学校等における特別支援教育の取組を更に充実させることが求められます。

小・中学校等における知的障害及び自閉症・情緒障害
特別支援学級に在籍する児童生徒数



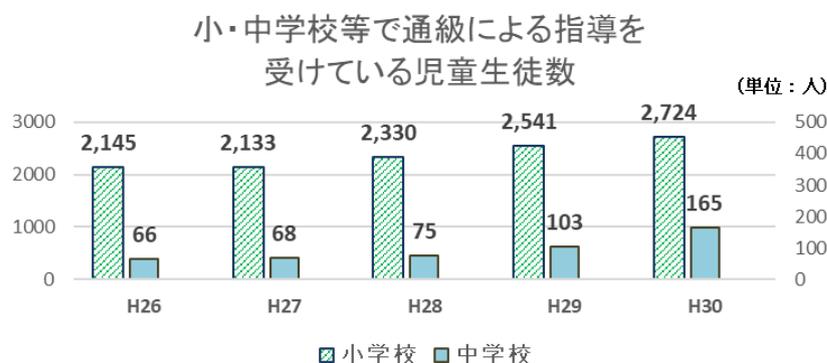
その他の特別支援学級数の推移



(2) 通級による指導

本県において、平成 30 年度に通級による指導を受けている児童生徒数は、小学校で 2,724 人、中学校で 165 人となっています。小学校では約半数が LD・ADHD、残りのほとんどが言語障害のある児童を対象とした指導であり、本県の言語障害に対する

指導については、ほぼ大多数の児童に対して小学校段階で支援を終了しています。一方で、LD・ADHDについては、引き続き中学校でも行っていますが、小学校に比べると指導を受けている生徒は少ない状況にあります。



文部科学省が実施した「平成 30 年度特別支援教育に関する調査等」の結果によると、本県で通級による指導を受けている小・中学校等の児童生徒のうち個別の教育支援計画を作成している割合は、小学校で 53.1%、中学校で 70.2%と、全国平均である小学校 81.1%と中学校 84.9%を大きく下回っている状況です。学校教育法施行規則の一部改正に伴い、小・中学校等及び高等学校等において通級による指導が行われている児童生徒についても個別の教育支援計画の作成が義務づけられたことから適切に作成し、また、引き継いでいくことが重要です。併せて、小学校に引き続き中学校でも教育的ニーズに応じて、通級による指導を受けられる体制づくりが必要です。

(3) 専門性の向上

平成 30 年 5 月 1 日現在で、県内の小・中学校等 583 校のうち、特別支援学級を設置している学校は 526 校 1,276 学級ありますが、これらの特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、まだ 3 割程度に留まっています。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒には、手厚い支援が必要であることは理解されているものの、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする児童生徒への対応について管理職の理解が不足しているといった指摘があることや、小・中学校等における教員の業務は多岐にわたるため、学校全体の業務バランスの関係上、特別支援学級の担任が毎年度替わるケースがあり、小・中学校等や地域に専門的なノウハウが蓄積されにくいといった課題があります。

さらに、不登校となる児童生徒の中には、発達障害やその疑いのある者も含まれており、中にはひきこもりや二次障害につながる場合もあることから、指導する教員の専門性の向上を含め、より適切な対応が求められます。

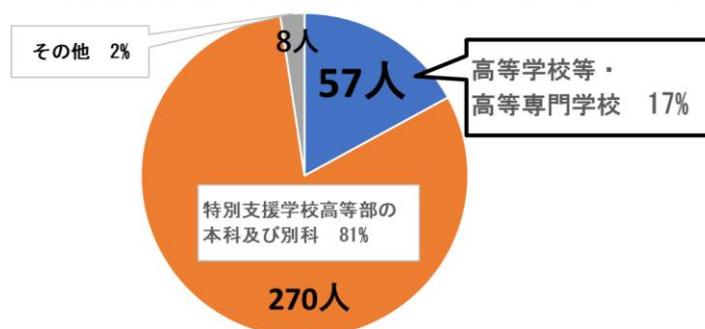
2 高等学校・中等教育学校後期課程

(1) 特別支援学級卒業生徒の進学先

平成 24 年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校等の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すと推定される児童生徒は 6.5%在籍しているという結果でした。

平成 30 年度の学校基本調査によると、本県の中学校特別支援学級の卒業生 335 人のうち、81%の 270 人が特別支援学校の高等部へ進学しているものの、17%に当たる 57 人が高等学校等へ進学しています。このようなことから、高等学校等においても特別な支援を要する生徒への教育的ニーズに的確に対応していく必要があります。

特別支援学級卒業者の状況（平成30年度学校基本調査）



(2) 通級による指導

平成 30 年度から高等学校等における通級による指導が制度化されたことから、本県では、令和元年度から 3 つの県立高等学校において、通級による指導を開始しました。令和元年度では、「相手の気持ちを考える」、「場に合った行動を考える」など人間関係の形成やコミュニケーションの取り方等に関して、生徒が学習上又は生活上の困難さを改善又は克服するための取組を展開しています。

通級による指導を行うためには、生徒本人や保護者との合意形成が必要となります。ある学校では、新 1 年生の生徒本人と保護者を対象に、学習、コミュニケーション等について項目立てたアンケートを実施し、通級による指導の制度を丁寧に説明しながら時間をかけて対象となる生徒を決定しています。

生徒が通級による指導で学んだ成果を発揮するためには、学習した内容を家庭生活や、学校生活の大部分を過ごす通常の学級の中で生かすことが大切です。そのためには、通級による指導を担当する教員が指導するだけでなく、特別支援教育コーディネーターや生徒の担任等と連携する校内体制を確立し、通常の学級での学習との連続性を意識した取組が重要となります。また、実践している高等学校等がノウハウを蓄積するとともに、今後も生徒の教育的ニーズ等に応じた通級による指導を展開していく必要があります。

(3) 入院生徒に対する教育保障

本県では、令和元年度に文部科学省から入院生徒に対する教育保障体制整備事業の委託を受け、効果的な入院生徒に対する教育保障の在り方、教育機会の保障に向けた関

係機関との連携の在り方，入院生徒への学習支援に関する教職員の理解・啓発に関する調査研究を行っています。

長期入院した生徒に対する学習支援の内容を調査したところ，平成30年度に通信制を除く本県の県立高等学校に在籍し，長期入院していた生徒49人のうち，学習支援を受けたのは42.8%の21人，学習支援を受けていないのは32.7%の16人でした。

宮城県立高等学校(通信制を除く)の長期入院生徒数

		退学等		学習支援		
生徒数	生徒数	休学	転・退学	支援あり	支援なし	単位認定
		H30	49	4	8	21
		24.5%		42.8%	32.7%	

入院中に支援をしなかった主な理由は，「病状から指導できる状態ではなかった」のほか，「精神状態が不安定であったため保護者と相談し学習支援を行わなかった」こと等が挙げられ，そういったケースでは，退院後に個別指導を行い，学習の遅れを補っている状況です。

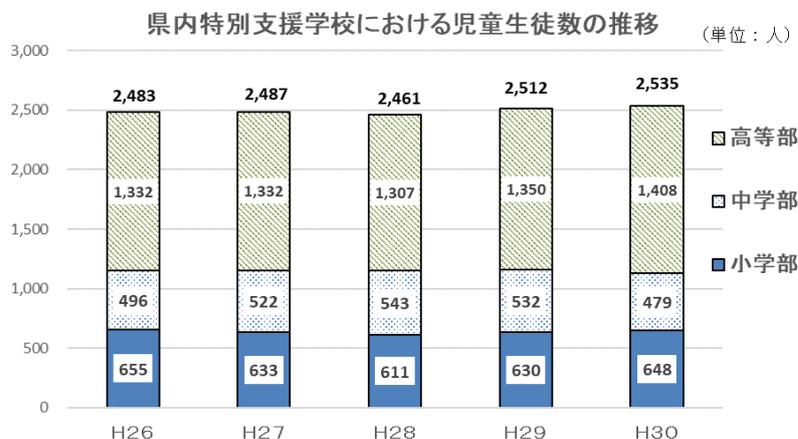
一方で，入院中の支援の内容は，学級担任等による入院先の病院への訪問指導や，学習に課題に対する添削指導ですが，特別支援学校への転学やICT機器を活用した遠隔教育の事例はほとんどないのが現状です。また，教員が訪問指導や添削指導のために定期的に入院先病院を訪問することが難しい場合もあります。

こういった状況を踏まえ，高等学校等段階の入院生徒の教育を保障していくためには，医療と教育の連携体制の構築や，ICT等を活用した遠隔教育の推進が必要となります。

3 特別支援学校

(1) 児童生徒数の推移

県内の特別支援学校（県立以外を含む）全体の児童生徒数は，平成26年度の2,483人から平成30年度には2,535人と，52人が増加しています。学部別に観ると，小・中学部の児童生徒数は，平成26年度の1,151人から，平成30年度の1,127人へと減少傾向にあります。一方，高等部の生徒数は，平成26年度は1,332人，平成30年度は1,408人と76人増加しており，特別支援学校の児童生徒数の増加は，高等部の生徒数の増加によるものと言えます。



(2) 学部・学科の再編

児童生徒の障害の重度化・多様化や生徒の特性・進路等に応じ、また、社会経済の変
化等も踏まえながら、各学校の在り方や学部・学科の再編を検討していかなければなり
ません。中でも、以下の理由から視覚支援学校と聴覚支援学校の学部・学科の見直しを
行う必要があります。

- ① 視覚支援学校では、乳幼児教育相談や乳幼児教室（ゆうゆう広場）による早期支
援に取り組んでいます。人の視覚から得られる情報は全体の 8 割以上と言われて
おり、先天性の視覚障害乳幼児は、晴眼児と比べ、早い段階から発達の遅れが生じ
ると考えられています。また、コミュニケーション等の二次的な障害も生じやすく、
晴眼児との発達差が年齢を重ねるごとに広がる傾向にあることから、視覚障害児
は、乳幼児期からの遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方、空間認
識能力を身につけ、視覚以外の情報収集能力を伸ばすことが重要です。さらに、令
和元年 5 月 1 日時点では、38 都道府県（全体の 80.9%）に視覚障害者のための特
別支援学校に幼稚部が設置されていますが、本県では設置されていない状況です。
こうした背景から、乳幼児期からの支援体制をより一層強化するための体制づく
りに取り組んでいくことが大切です。
- ② 聴覚支援学校では、産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科の 4 つの専攻
科を設置しています。1 学科当たり 1 学級を設定し、1 学年当たり 32 人を定員と
しているものの、在籍生徒数は毎年一桁台となっている状況です。また、高等部か
ら専攻科へ進学している割合よりも、大学・短期大学への進学及び就職の割合の方
が高い傾向にあります。このような状況を考慮して、高等部及び専攻科の学科再編
の検討を進めていく必要があります。

聴覚支援学校における高等部卒業生の進路の状況 (単位：人)

進路の状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高等部卒業生の人数	15	11	7	8	9	5	7	7	10	5
上記のうち、専攻科への進学	5	4	1	3	1	1	1	1	3	1
割合	33.3%	36.3%	14.2%	37.5%	11.1%	20.0%	14.2%	14.2%	30.0%	20.0%

専攻科の在籍数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
専攻科1年生	0	5	4	1	3	1	1	1	1	3
専攻科2年生	2	0	5	3	1	3	1	1	0	1
合計	2	5	9	4	4	4	2	2	1	4

(3) 仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の状況

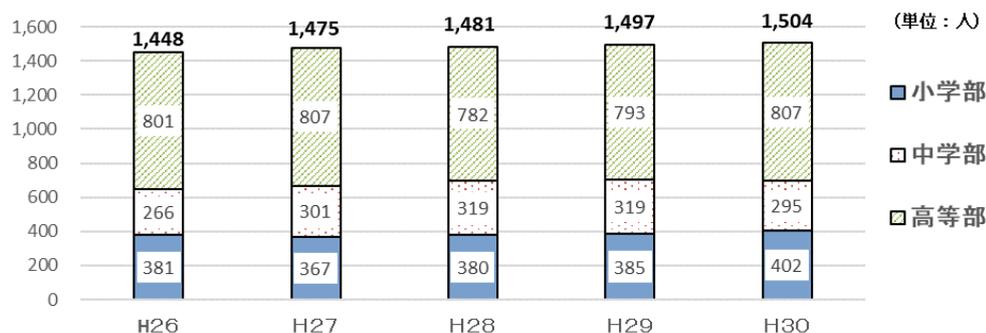
仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数については、従前から変わらず増加
傾向にあります。中でも小・中学部の児童生徒数が増えている傾向がみられます。

特に、光明支援学校、名取支援学校、利府支援学校、小松島支援学校では、児童生徒
数の増加が著しく、その都度、仮設プレハブ校舎の建設や本来授業で使用する作業室等

を教室に転換するなどして、児童生徒数の増加に対応してきました。その結果、教室の狭小化に加え、作業室数の減少に伴い、児童生徒の動線に変化が生じ、学校を安全に運営にする上でのリスクが非常に高くなっていることが課題です。

こういった状況を踏まえ、令和6年度の開校を目指して、仙台南部地区特別支援学校（仮称）の設置準備を進めているほか、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎の増築工事の設計業務を進めています。

仙台圏域知的障害特別支援学校児童生徒数の推移



※仙台圏域知的障害特別支援学校 = 光明支援学校、小松島支援学校（松陵校を含む）、名取支援学校（名取が丘校を含む）、利府支援学校（富谷校及び塩釜校を含む）、西多賀支援学校、山元支援学校、岩沼高等学園、仙台市立鶴谷特別支援学校、宮城教育大学附属特別支援学校、いずみ高等支援学校

4 就学前から学校卒業後まで

(1) 早期支援の体制

市町村教育委員会は、児童生徒の就学先を適切に決定するために、市町村の保健福祉部門や特別支援学校との連携を密にし、児童の就学前の状況を的確に把握することが重要となります。

県立特別支援学校では、市町村教育委員会が発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒へ早期からの支援を適切に行えるよう、保育所や幼稚園等への巡回相談を行っています。平成30年度の県内の相談件数は922件で平成26年度の889件に比べ、3.7%上昇していることから、早期支援へのニーズが高まってきていることがうかがえます。

県立特別支援学校への早期支援相談件数 (単位: 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
保育所	502	839	502	616	588
幼稚園	387	421	289	240	287
認定こども園	0	0	0	8	47
合計	889	1,260	791	864	922

(2) 卒業後の移行支援

生徒が学校卒業後に地域の中で豊かな生活を送っていくためには、障害に対する地域の理解が必要です。また、生徒本人がどのように生活していきたいかという希望を十分に聞きながら、生徒の特性や具体的な指導・支援の内容を移行先に引き継ぐことが重要です。そのためには、特別支援学校だけでなく、小・中学校等及び高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒においても個別の教育支援計画を作成し、進学する際には校

種間で確実に引き継いでいく仕組みづくりが必要となります。

(3) 切れ目ない支援体制の構築

(1), (2) のとおり, 特別支援教育を効果的に推進するためには, 就学前の幼少期から学校を卒業した後の移行先までの切れ目ない支援体制を構築する必要があります。そのためには, 関係する様々な機関とどのような連携していくかが課題の一つですが, 各特別支援学校による取組だけでは困難であるため, 県教育委員会が中心となり, 切れ目ない支援体制のあり方を見直し, 新たに構築していくことが求められます。その際は, 教育部門と保健福祉部門の各相談機関の連携, 各々が実施している研修の統合, 早期支援の重要性についての医療機関に対する理解促進など, 具体的な取組を見据えることが必要です。

IV 実施計画（後期）の取組の視点

前章までは、実施計画（前期）での成果と各学校等の現状から、諸課題を整理してきました。特別支援教育においては、幼児期から学校卒業後まで一貫して支援する体制づくりが求められます。また、障害のある者もない者も共に学ぶ仕組みを構築していくことで障害理解の啓発につながり、地域に根ざしたインクルーシブな教育を推進することができると考えます。

これらを踏まえて、将来構想で掲げる3つの目標を実現するため、実施計画（後期）においては、次の3点を優先課題として取り組むこととします。

優先課題1 切れ目ない支援体制の確立

- 学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、特別支援学校だけでなく、小・中学校等及び高等学校等における特別な支援を必要とする児童生徒についても、個別の教育支援計画を作成するとともに確実に引き継ぎ、活用していきます。
- 幼児期からの早期支援を行うため、保健医療・福祉部門との連携体制の強化を図り、各相談機関において迅速に情報が共有される体制整備を目指します。
- 卒業後の移行先へスムーズにつなぐため、個別の教育支援計画の内容の充実を図るとともに、同計画を活用した切れ目ない支援体制づくりを目指します。

優先課題2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進

- 小・中学校等の特別支援学級や通級による指導における特別支援教育の更なる充実を図ります。
- 知的障害の伴わない発達障害のある生徒等について、高等学校等の通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充に取り組みます。
- 視覚障害のある幼児への教育的支援を強化するため、視覚支援学校に幼稚部を設置します。
- 小・中学校等及び高等学校等における教員の専門性向上に向け、総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修内容の充実を図ります。
- 国のG I G A（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想を踏まえたICT機器・通信ネットワークの整備を進め、学習上の困難・障害種ごとにICTを活用した効果的な学習活動を展開します。

優先課題3 インクルーシブ教育システムの構築

- 特別支援教育に馴染みのない人にも特別支援教育への関わりや言葉の意味、考え方について、分かりやすく伝えていきます。
- 居住地校学習を行う際、特別支援学校だけでなく、受け入れる学校への教育的効果を明確化し、小・中学校等のそれぞれの学習内容の充実を図ります。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育環境づくりの実践例を蓄積するとともに、実践校以外にも広がりを持たせるために情報を発信していきます。

V 具体的な取組

将来構想で掲げる「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標の実現を目指し、具体的な取組と事業内容について示します。

1 自立と社会参加

取組の視点	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 優先課題1	就学相談活動への支援	就学支援審議会	特別支援教育課	障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査審議する。 ・ 就学支援審議会の開催（年2回） ・ 専門事項の調査（年2回）
		障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	障害のある児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援コーディネーターの派遣や障害児就学事務担当説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学事務担当者説明会及び研修会の開催 ・ リフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・ 就学支援の手引き改正
		教育相談調査研究等事業	総合教育センター (特別支援教育課予算)	学校等を定期的及び要請に応じて巡回し、教育相談を実施するほか、電話や来所での相談に対応する。 ・ 所員による定期巡回教育相談 ・ 要請教育相談 ・ 来所・電話相談
○ 優先課題1	連携体制の確立	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	県内の教育行政、市町村教育委員会、保健・福祉行政の関係者、特別支援学校のコーディネーター等で構成される宮城県特別支援連携協議会を開催・運営し、県の特別支援教育について情報交換と課題の検討、研修会を行う。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催（年2回）
				就学前の子供の状況を把握し、関係機関と連携しながら適切な支援を行うため、個別の教育支援計画作成を保育所及び幼稚園にも拡大し、活用について周知・指導する。 ・ 個別の教育支援計画作成の手引きの調製 ・ 個別の教育支援計画作成指導研修会（5か所×年2回）
	特別支援学校における進路指導充実	特別支援学校進路充実事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	県立特別支援学校に在籍する生徒一人一人のニーズに応じた進路指導のため、進路指導主事の更なる資質の向上、関係機関によるネットワークの構築、就労後のケア、障害者雇用の理解啓発、地域支援等を行い、教育・福祉・労働等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会（各ブロック毎年1回） ・ 講演会（各特別支援学校が実施） ・ 進路支援研修会（年1回）
○ 優先課題1	特別支援学校における就労定着支援	(非予算事業)	県立特別支援学校	学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援のための「個別の教育支援計画」の活用に取り組み。また、生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。 ・ 個別の教育支援計画の作成・活用 ・ 就労した卒業生へのアフターフォロー
	文化スポーツ等に関する学習活動等の充実	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課 県内の特別支援学校	宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習の成果を発表し、広く県民に紹介する機会を設け、生徒の満足感や自己有用感を高め、自信につなげる。 ・ 宮城県特別支援学校文化祭の開催（年1回）

2 学校づくり

取組の視点	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 優先課題 3	共に学ぶ教育の推進	共に学ぶ教育推進モデル事業	特別支援教育課 県立特別支援学校 市町村教委 小中学校等	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことで得られる教育的効果を明らかにし、広く理解啓発を図る。 ・ モデル校 8 校における実践例の蓄積 ・ 共に学ぶ教育推進モデル事業連絡会（年 1 回） ・ 先進地視察（随時）
		居住地校学習推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校 市町村教委 小中学校等	県立特別支援学校に在籍する児童生徒がそれぞれの居住地の小・中学校で学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 ・ 居住地校学習の実施 ・ 連絡会議の開催（年 2 回）
○ 優先課題 2	通級による指導の推進	(非予算事業)	特別支援教育課 義務教育課 高校教育課 小中学校等 高等学校等	障害のある児童生徒が通級による指導を受けられる体制を構築する。 ・ 学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・ 小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施
	医療的ケアの推進	医療的ケア推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。 ・ 看護師の配置 ・ 教員に対する医療的ケアに関する研修会 ・ 医療的ケア運営会議
○ 優先課題 2	ICT機器の活用	特別支援学校プログラミング教育推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	新学習指導要領に測り、特別支援学校におけるプログラミング的思考を育む効果的な教育手法について、モデル校で研究し、その成果を普及する。また、県立特別支援学校の小中学部の児童生徒用のタブレットPCの整備を推進する。 ・ モデル校での活用事例の周知、研修会の実施 ・ 県立特別支援学校の小中学部の児童生徒に対し、1人1台のタブレットPCの整備
		県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室	全ての県立学校にICTを活用した学習環境を整備するとともに、ICTを活用した教員の学習指導力の向上を図り、児童生徒が情報化社会・グローバル社会において主体的に学び、考え、行動するみやぎの児童生徒の育成を目指す。 ・ プロジェクタ、教員用タブレットPCの整備
		教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室	全ての県立学校の校内LANを10GB対応のケーブルに更新するとともに、無線アクセスポイント未設置教室への機器の増設を行う。併せて、県立特別支援学校小中学部の各教室に電源キャビネットを設置し、児童生徒1人1台端末を前提としたICT教育環境の充実を図る。 ・ 校内LANを10GB対応ケーブルに更新 ・ 無線アクセスポイント増設 ・ 県立特別支援学校小中学部への電源キャビネット設置
		ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業	教育企画室	県立特別支援学校において、ICT機器の利活用を図ることにより、児童生徒の「自立」や「社会参加」を促進し、「地域貢献」や「地元企業での活躍」を目指す。 ・ 県立特別支援学校2校程度で実施 ・ 研修会の実施（年2回） ・ ICTコーディネーターの配置
○ 優先課題 2	教員の専門性・指導力の向上	特別支援教育総合推進事業	県立特別支援学校	特別支援学校教員の専門性向上のため、各県立特別支援学校において研修会を実施する。 ・ 特別支援学校専門性向上研修会
		教職員免許法認定講習	教職員課	県立特別支援学校教員の専門性と総合性を確保するため、在籍校種に応じて、特別支援学校教諭普通免許状を有しない当該二種免許状の取得、当該二種免許状保有者の当該一種免許状の取得を促進する。 ・ 免許法認定講習開設
		研修研究事業	教職員課	児童生徒に最適の学びを提供するため、資質能力等を向上させる各種研修事業を実施する。 ・ 専門研修事業（特別支援教育に関する研修）の実施

○ 優先課題 2	教員の専門性・指導力の向上	特別支援教育研修充実事業	特別支援教育課	<p>障害者の権利に関する条約で提唱された「インクルーシブ教育システム構築」のための教職員の専門性向上を目的とした研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター養成研修 新担当者コース 1日間 小・中学校等、高等学校等コース 1日間×3か所 特別支援教育理解推進研修会 2日間 高等学校等における特別支援教育の現状と理解促進の在り方について
	児童生徒等への支援	県立特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課 県立特別支学校	<p>県立特別支援学校において、震災後の児童生徒・保護者及び教職員に対するアドバイスやカウンセリング等を通じ、よりきめ細やかな教育環境を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの派遣 外部専門家の派遣
		不登校等児童生徒学び支援教室充実事業	義務教育課	<p>不登校及び不登校に移行するリスクのある児童生徒の学習指導と社会的自立に向けた支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学び支援教室運営モデルの構築
		入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課 特別支援教育課	<p>長期の療養を要する生徒等が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校での受け入れ体制の整備等の教育環境の整備に向け、学校、医療機関及び教育委員会等の関係機関が連携して、入院生徒の教育保障を行うための調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習機会の保障に向けた関係機関との連携の在り方 I C T機器を活用した学習支援の在り方 院内授業の実施に伴う教員派遣の在り方
	教育環境整備の推進	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	<p>県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持修補修に係る修繕工事等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室等整備事業
		仮設校舎管理事業	県立特別支援学校	<p>県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や仮設プレハブ校舎の改築を行う際に必要となる教材物品等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小牛田高等学園（仮設校舎整備に伴うもの）
		教材整備事業	特別支援教育課	<p>県立特別支学校の狭隘化に対応するため、仮設プレハブ校舎を管理し、教育環境の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校の仮設プレハブ校舎賃貸 小牛田高等学園仮設プレハブ校舎設置
		教材整備事業	県立特別支援学校	<p>県立特別支援学校における教材整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学部の通常教材及び学校図書 高等部の通常教材及び学校図書 理科教育設備の整備
		私立特別支援学校設置補助事業	特別支援教育課	<p>旧宮城県教育研修センター跡地を利活用し、軽い知的障害のある後期中等教育段階の生徒を受け入れる高等学園の設置に対する経費の補助及び事業者からの求めに応じ教育内容に関する助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学園設置補助 教育内容に関する助言
		校舎改築事業	施設整備課	<p>老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消と、増加が見込まれる中学校特別支援学級卒業者の後期中等教育段階における学びの場を確保するため、令和6年度開校を目指し、仙台市太白区秋保地区に新たに県立特別支援学校を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した校舎等の改築 仙台南部地区特別支援学校（仮称）の新設

取組の視点	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 優先課題 2	県立特別支援学校の在り方の検証	(非予算事業)	特別支援教育課	<p>県立特別支援学校の児童生徒数の推移や障害等の状況の変化、社会動向等を踏まえながら、学部・学科の再編も含め、各校の在り方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚支援学校への幼稚部設置 ・ 聴覚支援学校高等部及び専攻科の学科再編の検討 ・ 通学区域の再編、各県立特別支援学校の在り方の検討

3 地域づくり

取組の視点	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 優先課題 3	インクルーシブ教育システムの構築	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	<p>教育・福祉・労働・保護者等を対象とした、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発に資するテーマによる研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育理解研修会（県内3ブロック各1回）
		共に学ぶ教育推進モデル事業（再掲）	特別支援教育課 県立特別支援学校 市町村教委 小中学校等	<p>障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことで得られる教育的効果を明らかにし、広く理解啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル校8校における実践例の蓄積 ・ 共に学ぶ教育推進モデル事業連絡会（年1回） ・ 先進地視察（随時）
		居住地校学習推進事業（再掲）	特別支援教育課 県立特別支援学校 市町村教委 小中学校等	<p>県立特別支援学校に在籍する児童生徒がそれぞれの居住地の小・中学校等で学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地校学習の実施 ・ 連絡会議の開催（年2回）
	市町村教育委員会への支援	発達障害早期支援事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	<p>発達障害の疑いのある未就学児への早期支援や必要な合理的配慮が適切に提供されるよう、専門家派遣等を通じて、幼稚園、保育所等における相談活動を支援する。また、必要に応じて関係機関が連携し、適切な指導・支援を継続的に行うことができるシステムを明らかにしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校コーディネーターによる地域支援 ・ 外部専門家の派遣（34市町村（仙台市を除く）県内市町村が対象）
	特別支援教育の推進に向けた普及啓発	教育相談調査研究等事業	総合教育センター (特別支援教育課予算)	<p>特別支援教育に対する理解・啓発を推進するため、県民を対象とした特別支援教育理解のための公開講座を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育公開講座
宮城県特別支援学校文化祭事業（再掲）		特別支援教育課 県内特別支援学校	<p>宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習の成果を発表し、広く県民に紹介する機会を設けることにより、障害のある子供たちへの理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県特別支援学校文化祭の開催（年1回） 	
	特別支援教育の推進体制の整備	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	<p>県立特別支援学校が教育上の高い専門性を生かしながら、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、小・中学校等、高等学校等の相談等に適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援在り方研究会の開催（年2回） ・ 県立特別支援学校のセンター的機能による相談対応